

第1号様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談情報管理システム	
行政機関等の名称	山口県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	山口県下関児童相談所	
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の受付及び処理情報の管理 ・統計データ管理 ・児童福祉施設措置等ケース管理（保護者負担金のための納入通知書、督促状の発行等を含む。） ・知的障害児判定、療育手帳交付等記録管理 ・帳票出力（福祉行政報告例等） 	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	児童相談所相談者（児童等、保護者及びその関係者）、里親	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の調査等 ・関係機関等からの通告 ・児童、保護者及びその関係者、並びに市町村からの情報提供及び資料提出 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	関係機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 山口県下関児童相談所情報公開コーナー</p> <p>(所在地) 〒751-0823 山口県下関市貴船町三丁目2番2号</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

(別紙) 個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）

名 称：「児童相談所情報管理システム」

実施機関：下関児童相談所

<児童情報>

1 ケース番号、2 担当児童相談所、3 児童氏名（かな）、4 年齢、5 所属（学校等）、6 住所、7 性別、8 電話番号、9 受診券情報、10 保護者氏名、11 その他家族氏名、12 ケース記録、13 診断記録、14 生育歴、15 その他必要事項等

<受付情報>

16 受理区分、17 終結状態、18 受付年月日、19 相談種類、20 養護相談理由、21 受付経路、22 主訴の概略、23 担当者氏名、24 その他必要事項等

<対応情報>

25 調査要求、26 面接指導、27 指導措置・送致等、28 入所委託措置、29 施設利用契約・自立生活援助、30 一時保護・一時保護委託、31 その他対応、32 対応理由、33 その他必要事項等

<納入義務者・調定情報>

34 納入義務者氏名、35 納入義務者生年月日、36 納入義務者年齢、37 納入義務者住所、38 納入義務者電話番号、39 所得階層、40 負担金月額、41 認定日、42 認定確認者、43 対象児童一覧、44 現況調査結果、45 調定対象年月日、46 調定額、47 調定日、48 納期限、49 その他必要事項等

<療育判定・心理検査情報>

50 検査年月日、51 担当者氏名、52 判定区分、53 療育手帳情報、54 心理診断指導情報、55 検査名、56 検査内容、57 判定結果、58 その他必要事項等

<障害児受給者情報>

59 交付区分、60 受給者番号、61 公費受給者番号、62 交付年月日、63 異動年月日、64 入所支援の内容、65 施設名、66 給付決定期間、67 適用期間、68 負担上限額、69 補足給付費、70 食事療養費、71 世帯区分、72 医療型個別減免、73 その他必要事項等

<里親・施設等情報>

74 里親氏名（かな）、75 施設等名、76 住所・所在地、77 電話番号、78 施設等代表者名、79 担当児童相談所、80 支援記録、81 里親番号、82 里親種別、83 登録番号、84 有効期間、85 委託状況、86 登録・取消年月日、87 その他必要事項等